

協会長各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一朗

自動車運送事業者等の監査方針、行政処分基準等の一部改正について

標記について、令和2年10月26日付け全タク連事務連絡により、パブリックコメントの募集が行われた旨、各都道府県協会宛に通知したところですが、今般、国土交通省から下記の別添1～4のとおり通知がありましたので、了知されるとともに傘下会員に対し周知をお願いいたします。

本改正は、道路運送法改正を含む「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、道路運送法施行規則、旅客自動車運送事業運輸規則などの所要の改正も行われることから、当該改正を踏まえ必要な通達の整備を行い、付随して行政処分基準における悪質違反となる違反として「妨害運転」を追加する等所要の改正を行うものです。

記

- 別添1 「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」の一部改正について
- 別添2 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について
- 別添3 「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」の一部改正について
- 別添4 「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について